



「ねんきんネット」の年金見込額試算をご存知ですか？

「ねんきんネット」の年金見込額試算を利用すると、さまざまな働き方による年金見込額を試算し、比較することができ、今後の人生設計に役立てることができます。

今後の働き方に応じた年金見込額の試算

年金見込額試算では、退職時期等、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。

いくつかの簡単な質問に答えることで、年金見込額が試算されます。

ただし、すでに老齢年金を受給している人は、この年金見込額試算

算を利用することはできません。また、働き続けていたり、失業手当（雇用保険の基本手当）を受給することによって年金の支給が停止されている人もこの年金見込額試算を利用することはできません。

なお、年金見込額試算の結果については、次の点に注意してください。

まず、この試算の対象は、老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額です。そして、この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者等の情報は試算に反映されません。

さらに、共済組合等の加入期間、この試算の対象には含まれていません。

追納・後納等を行った場合の年金見込額の試算

年金見込額試算の条件として、国民年金保険料の追納期間、後納期間、学生納付特例期間、免除期間の月数を入力することによって、保険料を納付した場合と、納付しなかった場合とで、年金額がどのように変わるかを比較することができます。

追納・後納等可能な月数の確認

や入力方法については、「追納・後納等可能月数と金額の確認の流れ」で確認してください。

ただし、強制徴収対象者や納付誓約者、つまり国民年金保険料の滞納があり、日本年金機構が厚生労働大臣の認可をうけて国税徴収法等に基づいて実施する滞納処分の対象となっている人等は、この追納・後納等可能な月数の確認を利用できません。

なお、国民年金保険料の未納および免除・猶予期間がない人は、追納・後納等の入力には必要はありません。



年金見込額の試算結果の比較

試算した結果は最大5つまで選択して、グラフ等で比較することができます。

・定年前に退職したり、給与に大きな変動があった場合

・年金の受給開始年齢を繰り上げ、繰り下げする場合

・現在未納・免除・猶予となっている国民年金保険料を納付・追納する場合

この「ねんきんネット」による年金見込額試算は「ねんきん定期便」の情報等をもとに試算しているため、年金事務所では実施する試算結果と異なる場合があります。

第3号被保険者の届出忘れはありませんか？

以前は、第3号被保険者であることを自分で市区町村へ届出なくてはなりません。

そのため、知らなかったり、忘れていたりして未納期間を作ってしまった人が多くいました。

そこで平成17年4月から、年金事務所へ届け出ること、届出忘れ期間をすべて承認してもらえることになりました。届出忘れが心配な人は、年金事務所までお問い合わせください。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

（電話 34・2121 内線 413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話 0166・72・5002）